

2008年1月29日

## 新車保証制度を一新、最長で5年10万kmまで無償で保証期間を延長 ～ クライスラー、ジープ、ダッジオーナーのお客様をサポートする「クライスラー ケア」～

アフターセールス事業のひとつであるこれまでの新車保証制度を改訂し2月1日(金)より運用を開始いたします。

これまで、新車購入の際には3年または6万kmの「車両保証」、「メンテナンス フォー ユー」、そして「24h FOR YOU アシスタントサービス」の3種類のアフターサービスプログラムをご提供してまいりました。今回、さらに快適なカーライフを長期にわたりお楽しみいただくために、従来の車両保証期間を一定条件のもと2年または4万km延長し、最長で5年または10万kmとなる保証延長を開始いたします。同時に、この保証延長を加えたサービスパッケージを『**CHRYSLER CARE (クライスラー ケア)**』と称することいたしました。

「保証延長」を加え新しくなった『**CHRYSLER CARE**』により、クライスラー販売店ならではの高品質なアフターサービスの提供を通じ、顧客満足度のさらなる向上を図ります。また、無償での保証期間の延長は、欧米輸入車としては例のないことであり、弊社の品質向上への自信の表れでもあります。

「**CHRYSLER CARE**」は、以下のサポートから構成されています。

- ① 新保証制度(車両保証 + **保証延長**)
- ② メンテナンス フォー ユー
- ③ 24h FOR YOU アシスタントサービス

### ① 新保証制度(車両保証 + **保証延長**)

クライスラー、ジープ、ダッジ製品を全国のクライスラー販売店よりご購入後、12ヶ月目及び24ヶ月目の法定点検、初年度登録後3年目の車検が、クライスラー日本が指定するサービス工場で行われている場合には、車を構成する基幹部位(以下の「保証期間延長の概要(4)基幹部位」参照)に対して、従来の車両保証(初年度登録から3年または6万km)に追加して2年または4万kmの保証の延長を行い、最長で5年または10万kmとなるロングラン保証を無償で提供いたします。

### ② メンテナンス フォー ユー

新車登録日から3年間にわたり12ヶ月目及び24ヶ月目の法定定期点検と対象項目の部品または油脂を規定の回数無償で交換いたします。

### ③ 24h FOR YOU アシスタントサービス

新車登録日から3年間(走行距離無制限)、万一の車両故障で走行不能となった際に、専用のコールセンターを通じて、適切なアドバイスや各種手配、サービスを無償で提供いたします。

## **保証期間延長の概要**

### (1) 保証延長の範囲

車の基幹部位（以下の『基幹部位』参照）を構成する部品に材質上または構造上の不具合が認められる場合は、無償で修理をいたします。

### (2) 保証延長対象の車両

2008年2月1日以降に登録されるクライスラー、ジープ、ダッジ製品（新車）を全国のクライスラー販売店からご購入いただいた車両を保証延長の対象といたします。

### (3) 保証延長の条件

2008年2月1日以降に初年度登録された車両で、12ヶ月目及び24ヶ月目の法定点検、初年度登録後3年目の車検が、クライスラー日本が指定するサービス工場で行われていることを保証延長の条件といたします。

### (4) 基幹部位

お客さまに安全に、また快適に走行して頂く上で必要な機能を構成する部位を今回保証延長致します。

#### —保証延長対象『基幹部位』—

- ① エンジン（本体のみを対象とします。補器類は除きます。）
- ② トランスミッション
- ③ ディファレンシャル及びトランスファ
- ④ ステアリングギアボックス及びパワーステアリングポンプ
- ⑤ コントロールユニット類
- ⑥ エア・コンディショナ（エバポレータとコンプレッサのみ）